

〔付録 1・諮問文〕

環管第 191 号

平成 12 年 8 月 3 日

大阪府環境審議会会長様

大 阪 府 知 事

環境基本条例に基づく環境総合計画について（諮問）

標記計画の策定にあたり、大阪府環境基本条例（平成 6 年大阪府条例第 5 号）第 9 条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

（説 明）

大阪府環境基本条例では、第 9 条において、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標及び施策の大綱等を掲げた環境総合計画を策定することとしております。

このため、本府におきましては、貴審議会のご意見をいただき、2025 年を見通しつつ、2001 年度（平成 13 年度）までを計画期間とする大阪府環境総合計画を平成 8 年 3 月に策定し、「豊かな環境都市・大阪」の実現に向けて、各種施策の総合的かつ計画的な推進に努めているところです。

しかしながら、環境を巡る社会情勢は、自動車による大気汚染など都市・生活型公害や地球温暖化をはじめとする地球規模での問題、さらにはダイオキシン類に代表される有害化学物質の問題など、近年、ますます多様化、複雑化してきております。

また、国におきましては、地球温暖化対策推進法やダイオキシン類対策特別措置法、循環型社会形成推進基本法等、環境に対する新たな法整備が進むとともに、環境基本計画の見直し作業を行うなど、「環境の世紀」と呼ばれる 2 世紀を見据えた取り組みが進められております。

本府といたしましても、こうした状況を踏まえながら、循環型社会づくり等、今日的な課題に対応するため、新たな環境総合計画を策定する必要があると考えております。

つきましては、この計画策定にあたり、長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項について、貴審議会の意見を求めるものです。

〔付録2・答申文〕

答申第11号

平成13年7月3日

大阪府知事

太田房江様

大阪府環境審議会

会長 相賀一郎

環境基本条例に基づく環境総合計画について（答申）

平成12年8月3日付け環管第191号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。